

事務連絡  
平成18年2月28日

各  $\left( \begin{array}{cccc} \text{都} & \text{道} & \text{府} & \text{県} \\ \text{指} & \text{定} & \text{都} & \text{市} \end{array} \right)$  介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成18年4月以降の更新認定者に係る要介護認定結果通知等の取扱いについて

介護保険制度の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、平成18年1月19日付け当課事務連絡にてお知らせしているとおり、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）より新予防給付を施行する地方公共団体において、施行日より要介護認定の更新が行われる者に対する認定事務を実施する際、改正法に基づく政省令・告示（施行規則、認定基準等）の公布日以降に審査判定結果の通知を行うこととしているところですが、施行日以降の円滑なサービス利用に配慮し、公布日前に認定結果を別添の暫定通知書を例として申請者に暫定的に連絡し、居宅サービス計画または介護予防サービス計画を指定居宅介護支援事業所等において作成することは差し支えないこととします。この場合において、告示等の公布後に正式な結果通知を申請者に必ず交付するよう、お願いします。

なお、更新申請のあった日から30日以内に「認定結果の暫定的な連絡」を行う場合であっても、正式な結果通知までの期間が30日を超えると予想される場合には、延期理由（①要介護認定の更新認定の場合は、「平成18年4月1日に係る政省令の公布後に改正法第28条第2項に基づく更新認定を行う必要があるため。」②要支援認定の更新認定の場合は、「平成18年4月1日に係る政省令の公布後に改正法第33条第2項に基づく更新認定を行う必要性があるため。」と記載）及び処理見込期間（公布は平成18年3月中旬を予定しているため、それまでの期間を記載）の通知を申請者に対し行う必要があることを申し添えます。

各自治体におかれましては、上記の対応につきよろしく願いするとともに、貴管内の各市区町村への周知及び御指導方、よろしく願いいたします。

本件連絡先

厚生労働省老健局老人保健課

介護認定係 川内、増田、牛渡

TEL 03-5253-1111（内）3944

FAX 03-3595-4010

電子メール masuda-takeshi@mhlw.go.jp

# 介護保険 要介護認定・要支援認定結果【暫定】通知書

事務連絡  
平成 年 月 日

〒999-9999  
〇市△△町村

〇〇 〇〇 様

〇〇市（町村）（介護保険担当課）

平成〇年〇月〇日にあなたが行った要介護認定・要支援認定の申請について、介護認定審査会において以下のとおり審査判定されていますのでお伝えします。なお、正式な結果通知及び被保険者証の交付は介護保険法の一部を改正する法律（平成17年法第77号）に関連する政省令等の公布後を予定しています。

被保険者番号																	被保険者氏名	
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--

判定結果
------

理由
----

認定審査会の意見・サービスの種類の指定
---------------------

認定の有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
---------	------------------------

問い合わせ先  
〇〇市（町村）介護保険課

住所 電話番号